

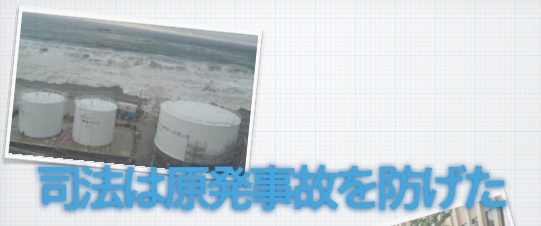


福島原発事故後の あるべき判断枠組みを 求めて (その1 原判決の正当性)

2014年11月5日 控訴審意見陳述
大飯原発福井訴訟弁護団
副団長 島田 広

意見陳述の概要

- * 司法は原発事故を防げた
- * 従来の原発訴訟の判断枠組みの問題点
- * 原判決の判断の正当性



司法は原発事故を防げた

もんじゅ訴訟名高裁金沢支部 判決 (平成15年1月27日)

志賀原発2号機訴訟金沢地裁 判決 (平成18年3月24日)

もんじゅ訴訟名高裁金沢支部 判決 (平成15年1月27日)

- 床ライナー溶融塩型腐食, 高温ラプチャなど新たな知見の考慮が必要

志賀原発2号機訴訟金沢地裁 判決 (平成18年3月24日)

もんじゅ訴訟名高裁金沢支部 判決 (平成15年1月27日)

- 床ライナー溶融塩型腐食, 高温ラプチャなど新たな知見の考慮が必要
- シビアアクシデントの評価の誤りを指摘

志賀原発2号機訴訟金沢地裁 判決 (平成18年3月24日)

もんじゅ訴訟名高裁金沢支部 判決 (平成15年1月27日)

- 床ライナー溶融塩型腐食, 高温ラプチャなど新たな知見の考慮が必要
- シビアアクシデントの評価の誤りを指摘

志賀原発2号機訴訟金沢地裁 判決 (平成18年3月24日)

- 地震に関する旧指針と基準地震動の設定の誤りを指摘

危険性から目を背けた裁判所 福島第二原発1号機訴訟福島地 裁判決 (昭和59年7月23日)

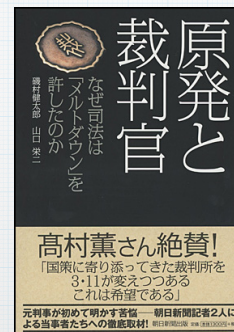
危険性から目を背けた裁判所 福島第二原発1号機訴訟福島地 裁判決（昭和59年7月23日）

●全ECCS不動作を想定した事故解析も不可能ではないとしつつ「そのような考え方を押し進めると、格納容器の破壊、爆発等を想定した事故解析にまで進まないとも限らず、**そのような想定の下では事実上どのような原子炉の設置でも不可能に近い**」

福島第2原発1号機訴訟仙台高 裁判決（昭和59年7月23日）

「反対ばかりしていないで落ち着いて考える必要がある」として、
「原発をやめるとしたら、代替発電は何にするのか」と問い、
「**結局のところ、原発をやめるわけにはいかないであろうから、研究を重ねて安全性を高めて原発を推進するほかないであろう**」と判示。

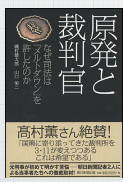
福島第一原発事故



朝日新聞出版 2013

高浜原発訴訟
海保寛元裁判長

磯村健太郎ほか「原発と裁判官」
朝日新聞出版 2013



福島第二原発3号機訴訟
鬼頭季郎元裁判長

高浜原発訴訟
海保寛元裁判長

磯村健太郎ほか「原発と裁判官」
朝日新聞出版 2013



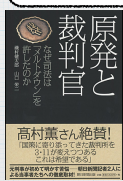
福島第二原発3号機訴訟
鬼頭季郎元裁判長

これまで想定しにくかったことまで考えざるを得ない。
差止訴訟の要件も「**具体的危険**」という厳格なもの
ではなく、もっと緩やかなものになっていく。

高浜原発訴訟
海保寛元裁判長

磯村健太郎ほか「原発と裁判官」
朝日新聞出版 2013

これまで想定しにくかったことまで考えざるを得ない。
差止訴訟の要件も「**具体的危険**」という厳格なもの
ではなく、もっと緩やかなものになっていく。



「**具体的かつ想定可能な範囲の危険**」
という緩やかな基準になることも考えら
れる。

福島第二原発3号機訴訟
鬼頭季郎元裁判長

元最高裁判事
藤田宙靖氏

元最高裁判事
藤田宙靖氏

「裁判所も、私も含めた国民一般と同様、基本的には、いわゆる『原発安全神話』の中にいたのだと思います。原告はわずかな技術的な問題を針小棒大に騒ぎ立てているのではないか、と思った裁判官も少なくなかったのではないのでしょうか。だとすれば、

元最高裁判事
藤田宙靖氏

元最高裁判事
藤田宙靖氏

裁判所は原発の安全性についての実態的判断をするのではなく、行政の判断手続きに問題があるかないかを審査すればいいのだ、という伊方最高裁判決の審査方式で足りると考えたとしても不思議はありません。」

最高裁特別研究会(平成24年1月)

最高裁特別研究会(平成24年1月)

原発訴訟について報告書を出した7人のうち5人が、これまでの訴訟の在り方について問題を提起したり、安全審査を進める具体的手法について意見を述べた。裁判所が安全性の審査により踏み込む必要性については、ほかの参加者にも異論はなかった。(共同通信)



従来の原発訴訟の問題点



裁判所が原発事故を防げなかった問題点

- * 問題点1(原告の第一のハードル)
- * 問題点2(原告の第二のハードル)
- * 問題点3(原告の第三のハードル)

裁判所が原発事故を防げなかった問題点

- * 問題点1(原告の第一のハードル)
高度な”具体的危険性”
- * 問題点2(原告の第二のハードル)
- * 問題点3(原告の第三のハードル)

裁判所が原発事故を防げなかった問題点

- * 問題点1(原告の第一のハードル)

高度な”具体的危険性”

- * 問題点2(原告の第二のハードル)

立証責任

- * 問題点3(原告の第三のハードル)

裁判所が原発事故を防げなかった問題点

- * 問題点1(原告の第一のハードル)

高度な”具体的危険性”

- * 問題点2(原告の第二のハードル)

立証責任

- * 問題点3(原告の第三のハードル)

行政判断の尊重

最高裁判所

高度な”具体的危険性”
立証責任
行政判断の尊重

【伊方原発最判】

規制法の趣旨は、原子力災害は
「万が一にも」
起こしてはならないということ

高度な”具体的危険性”
立証責任
行政判断の尊重

立証責任

立証責任

立証責任

常識
事実

立証責任

常識
事実

立証責任

住民
常識
事実

立証責任

住民
常識
事実

立証責任

住民
常識
事実
科学
証明
技術
科学

立証責任

電力
住民
常識
事実
安全審査

立証責任

電力
住民
常識
事実
安全審査

安全審査

安全審査



国会事故調での証言

参考人
原子力安全委員会委員長
班 昌 春 樹

安全指針類にいろいろな意味で**瑕疵があった**

(安全基準の向上をしないため)
言い訳ばかりやっていて、
真面目に対応してなかったのではないか
30年前の技術で安全審査していた

国会事故調 報告書

原子力規制委員会/原子力
事故調査委員会

11 12

国会事故調 報告書

原子力規制委員会/原子力
事故調査委員会

11 12

●およそ原子力を扱う者に
許されない無知と慢心

国会事故調 報告書

原子力規制委員会/原子力
事故調査委員会

11 12

●およそ原子力を扱う者に
許されない無知と慢心
●世界の潮流を無視、組織
利益最優先のマインドセット

国会事故調 報告書

原子力規制委員会/原子力
事故調査委員会

11 12

●およそ原子力を扱う者に
許されない無知と慢心
●世界の潮流を無視、組織
利益最優先のマインドセット
●推進官庁、事業者からの
独立性は形骸化

国会事故調 報告書

原子力規制委員会/原子力
事故調査委員会

11 12

●およそ原子力を扱う者に
許されない無知と慢心
●世界の潮流を無視、組織
利益最優先のマインドセット
●推進官庁、事業者からの
独立性は形骸化
●能力も安全へのこだわりも、
国民の安全を守るには程遠い

国会事故調
報告書

東電福島第一原発の
事故調査委員会

- およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心
- 世界の潮流を無視, 組織利益最優先のマインドセット
- 推進官庁, 事業者からの独立性は形骸化
- 能力も安全へのこだわりも, 国民の安全を守るには程遠い

なぜ司法は安全審査に無批判だったのかが問われる事態に



電力

住民

常識

事実

安全審査

立証責任

福島第一原発事故

福島第一原発事故

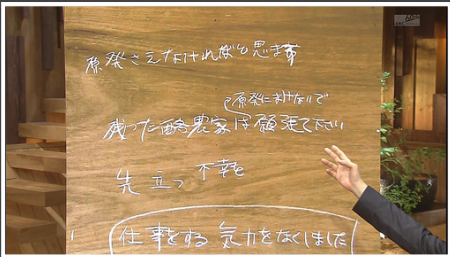
福島第一原発に押し寄せる津波
(東電報告書より)

福島第一原発事故



福島第一原発に押し寄せる津波
(東電報告書より)

福島第一原発事故



福島第一原発に押し寄せる津波
(東電報告書より)

福島第一原発事故



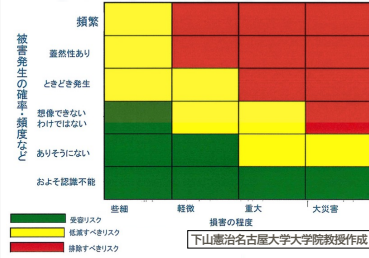
広川隆一「新人間の戦場」より 2011年4月,
浪江町請戸で子どもの遺体運ぶ警察官

福島第一原発事故

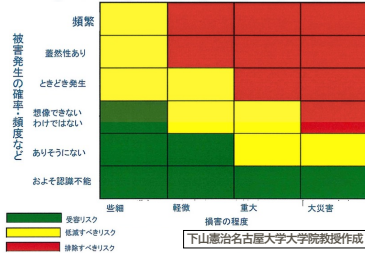


広川隆一「新人間の戦場」より 2011年4月、浪江町請戸で子どもの遺体を運ぶ警察官

リスクマトリックス



リスクマトリックス



「万が一でも福島事故の繰り返しは許さない」という社会通念が定着

福島原発事故を踏まえた経験則の変化

SAにつながる共通要因故障の対策に「想定外」は許されない

「事故とミスの連鎖」の可能性を十分考慮しなければならない

原発の安全性について事業者や行政を無批判に信頼できない



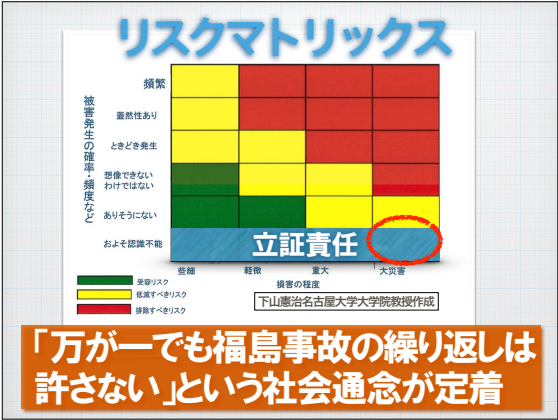
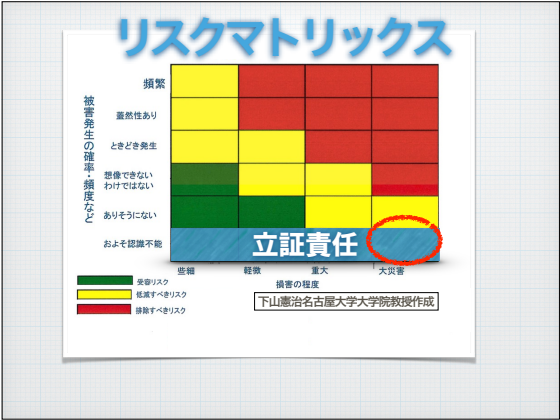
高度な「具体的危険性」



原子力災害は「万が一にも」起こさせない
「具体的危険性」



具体的危険が「万が一」でもあれば運転差止は当然



立証責任

立証責任

立証責任

立証責任 事実

立証責任 常識 事実

立証責任 常識 事実

住民



一審被告の主張の問題点

原判決を「ゼロリスク」と批判

イベントツリー上の炉心損傷の危険のある事故は起きないことを前提

事業者や行政の依拠する科学的知見の尊重を要求

一審被告の主張の問題点

原判決を「ゼロリスク」と批判

イベントツリー上の炉心損傷の危険のある事故は起きないことを前提

事業者や行政の依拠する科学的知見の尊重を要求

福島事故前への逆戻りは許されない

毎日新聞 2014.6.1

国民の期待に応えるのか、昔に逆戻りするか、裁判所の姿勢が問われる

国民の期待に応えるのか、昔に逆戻りするか、裁判所の姿勢が問われる

**「現実と向き合い
自然の前に謙虚であれ」**
国会事故調黒川清委員長のメッセージ

「日本の当事者たちは、『事故は起こる』『機械は故障する』『人間は過ちを犯す』という大原則を忘れていた。そして、事故の可能性を過小評価し、事故が起こる可能性さえも認めず、現実の前に謙虚さを失った…」

「現実と向き合い 自然の前に謙虚であれ」

国会事故調黒川清委員長のメッセージ

今回の事故の原因は、日本の社会構造を受容してきた私たちの『思い込み(マインドセット)』の中にあったのかもしれない。

現実から目を背けることなく、私たち一人一人が生まれ変わる時を迎えている。未来を創る子どもたちのためにも、謙虚に、新たな日本へと。」



毎日新聞 2014.5.21